

第6号議案

松山南交通安全協会役員を選任

※ 関係規定

松山南交通安全協会会則

(役員任期)

第8条 第1項 会長及び副会長は、支部長の中から選任する。

第8条 第5項 監事は支部長の中から理事会において選任する。

第9条 第1項 役員任期は協会総会日を基準として2年とする。

(ただし、再任は妨げない。)

役職名	前期 (平成30年度～令和元年度)	今期 (令和2年度～令和3年度)
会長	伊東 純朗 (拝志支部長)	白方 信一 (荏原支部長)
副会長	田中 紹弘 (原町支部長)	田中 紹弘 (原町支部長)
	大野 啓吾 (川上支部長)	梶 保夫 (久米支部長)
	梶 保夫 (久米支部長)	大野 輝男 (小野支部長)
監事	白方 信一 (荏原支部長)	渡部 正 (北吉井支部長)
	渡部 正 (北吉井支部)	渡邊 鐵雄 (石井支部長)